

## 飼養保管施設 - 標準操作手順 -

盛岡大学「動物実験・研究」実施規定、および同規定第1条に掲げる法律等に従い、適正な動物実験を遂行するため、本標準操作手順書に基づき、全ての使用者が飼養飼育施設（以下、施設）の適切な使用・管理を心がける。

実験動物管理者

所属：栄養科学部

氏名：山村堯樹

施設名：A棟3階 動物飼育装置

### 施設の使用にあたっての注意事項

1. 動物実験計画書を提出し、学長承認を得てから飼育及び実験を開始する。
2. 実験従事者は教育訓練を受ける。
3. 関係者以外の施設使用を禁止する。
4. ヒト及び実験動物の感染症の予防に努める。
5. 施設での飲食は禁止する。
6. 他の飼養保管施設を併用する場合は双方の許可を得る。
7. 逃亡防止措置を行う。
9. 飼養保管施設の表示をする。
10. 装置扉は使用時以外必ず閉めておく、観察窓は常時閉とする。
11. 使用に関する記録を保存する。
12. 実験動物管理者は実験従事者を監督・指導するとともに、施設の管理全般に関して責任を負う。

### 動物飼育施設の使用

1. 施設の使用の際は手指の洗浄と消毒を行なう。専用着衣、履物、ゴム手袋、帽子、マスクを着用し、使用済みの着衣等は定期的に洗濯・消毒する。
2. 装置扉を開ける時は観察窓から逸走動物の有無を確認してから開ける。
3. エアコンや照明設備の動作と温湿度など異常がないか確認する。
4. 退室の際は手指の洗浄と消毒を行なう。

### 実験動物の導入

1. 信頼できる大手生産場からSPF動物を導入する。
2. 譲渡される場合は直近の微生物検査結果報告書に基づき、病原体に汚染されていないことを確認する。
3. 実験に使用する可移植性腫瘍や培養細胞等の生物材料を持ち込む場合も動物と同様の配慮を行なう。
4. 動物の導入記録を取り保存する。

### 動物の飼育管理

1. 毎日あるいは定期的に動物の健康状態を観察する。死亡個体及び出産の有無、産仔数等を確認し、記録する。
2. 動物数を確認し記録する。
3. 自家繁殖した動物は離乳時に雌雄別々のケージに分ける。
4. 飼育ケージや給水ビン等の飼育器材は洗浄後、オートクレーブ滅菌又は次亜塩素酸ナトリウム溶液等の消毒剤で殺菌消毒したものを使用する。
5. ケージ交換は曜日を決めて定期的に行なう。収容数や動物の特性に応じて週1回以上とする。
6. マウスやラット等の小動物を飼育する場合は、交換済ケージの床敷内に幼少動物が紛れていないか確認する。
7. 飼料の給与または補充を行なう際に、変敗した飼料やこぼれた飼料は廃棄する。

8. 給水ビンや食器等の交換を定期的に行なう。交換後、給水ビンから漏水がないことを確認する。
9. 飼育室専用の用具を用いて清掃を行なう。
10. 動物が逸走していないこと、室内に異常がないことを確認する。
11. 定期的に微生物モニタリング検査を実施する。
12. 温湿度、換気、照明等の室内環境を通年一定に保ち、適切な飼育環境を維持するよう努める。
13. ケージ毎の収容可能動物数を決めておき、過密飼育にならないよう注意する。

### 清掃・衛生管理

1. 装置内は定期的に清掃する。特にケージ交換後や実験処置後は次亜塩素酸ナトリウム溶液やアルコール等の消毒剤を使って、飼育ラック(上面や下の床を含む)を清掃し、衛生的な管理を心がける。
2. エアコンや排気装置のフィルターを定期的に洗浄する。

### 動物実験

1. 実験機器や試験液容器、筆記用具などを持ち込む場合は、可能な限り表面をアルコール消毒してから搬入する。
2. 必要な物品はその都度搬入し、装置内に放置しない。
3. 実験処置は実験室で行なう。簡単な投与や測定等に限り、飼育室内での処置を認める。
4. 動物を実験室へ搬出する際は逃げない構造の容器やケージを用い、逸走しないよう十分注意する。
5. 実験室等の定められた場所以外へ搬出した動物は、汚染防止のため再搬入しない。
6. 交配は計画的に行い、繁殖する必要がない場合は購入する。
7. 実験後の動物の死体や臓器等は外から見えないポリ袋に入れて口を確実に閉じ、体液等が漏れないこと確認した後、ポリ袋の表面を消毒して搬出する。

### 動物死体の保管と処理

1. 死体は外部から見えないポリ袋に収容し、速やかに焼却等の適切な方法により処理する。
2. 決められた場所に一時保管する場合は、冷凍庫内で0℃以下に保ち、定期的に処理する。
3. ポリ袋の表面をアルコール噴霧消毒して搬出する。

### 廃棄物の保管と処理

1. 施設から出る廃棄物やゴミ類(使用済の床敷や飼料、注射針・注射筒などの医療廃棄物、一般ゴミ等)は適切に分別廃棄する。
2. 施設内での保管はなるべく避ける。一時保管する場合は有害昆虫の発生等を防止するため、定期的に廃棄する。

### 薬品・化学物質の管理

1. 麻薬・向精神薬は厳重に管理し、放置しない。
2. 薬品類は毎回持込み、使用後に持出す。飼育室に置いておく場合は安全な保管容器を準備する。
3. 劇毒物等安全管理に注意を要する薬品に用いた容器や注射器等は速やかに廃棄処理する。

### 設備・機器の保守点検・修理

1. 飼育装置、エアコン、排気装置、照明装置等は定期的に点検する。
2. 故障を見つけたら、すみやかに修理し、その内容と対応を記録しておく。

### 動物逸走時の対応

1. 動物がケージから室内に逸走した場合は速やかに捕獲する。逸走動物は原則として安楽死処分とする。
2. 動物が外部へ逸走した場合は捕獲に努めると共に、至急、動物実験管理者を通じて所属部局長に報告する。

### 年度毎に保存する記録・書類

動物実験計画書（承認番号）

実験従事者名簿

使用動物種及び動物数

動物搬入記録

微生物検査結果

飼育管理記録, 他